

藤庄印刷株式会社に対する再生支援の完了について

2013年2月6日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年2月3日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年4月28日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年2月6日にインテグラーレ株式会社に対し機構が保有する対象事業者の全株式を譲渡し、併せて機構が保有する対象事業者への債権の弁済完了、及び専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は対象事業者に対する法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

藤庄印刷株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、会社分割後（実質債権放棄後）の対象事業者に対する元本364百万円の債権に関し、金融機関等から345百万円で買取を行い、2013年2月6日までに全額の弁済を受けております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、金融機関及び対象事業者等の関係者調整、債権の買取、出資、並びに専門家派遣を行うことで対象事業者の支援を行いました。

以上